

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成17年第11回定例会

平成17年11月4日

新宿区教育委員会

## 平成17年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成17年11月4日(金)

開会 午後 2時07分

閉会 午後 4時43分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美 紀 子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富 士 雄
教 育 長	金 子 良 江		

### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	鴨 川 邦 洋	教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇
学 校 運 営 課 長	杉 原 純	教 育 環 境 整 備 課 長	木 村 純 一
生 涯 学 習 振 興 課 長	赤 羽 憲 子	生 涯 学 習 財 団 担 当 課 長	小 野 寺 孝 次

### 書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第62号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第63号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第64号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第65号 新宿区立新宿コスミックスポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第66号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第67号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第7 議案第68号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第8 議案第69号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第9 議案第70号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第10 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第78号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第5号)について

### 報告

- 1 平成17年度第1回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の受賞者について

(教育指導課長)

- 2 新設する情緒・通級指導学級(中学校)の設置校について(学校運営課長)
- 3 区立中学校学校公開・学校説明会の実績について(学校運営課長)
- 4 平成18年度学校給食調理業務の民間委託について(学校運営課長)
- 5 幼保連携・一元化の進捗状況について(学校運営課長)
- 6 区立図書館の祝日開館について(中央図書館長)
- 7 その他

協 議

- 1 「教育行政の推進にあたって」について(教育政策課長)

開 会

櫻井委員長 ただいまから、平成17年新宿区教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いいたします。

議事に入ります前に、木島委員の任期満了に伴い、当教育委員会委員に任命されました委員を、事務局から御紹介お願いいたします。

次長、お願いします。

次長 ただいま、委員長からお話ございましたけれども、木島富士雄委員の任期が本年10月16日をもって満了いたしました。

後任の教育委員会委員の方ということですが、9月27日に開催されました区議会本会議で、同意案件になるわけでございますが、同意されまして、10月17日に区長から改めて任命をされました。木島富士雄委員が再任されたということでございます。

委員の任期は、平成17年10月17日から平成21年10月16日までの4年間ということになるわけでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、木島委員、一言御挨拶をお願いいたします。

木島委員 改めてまた再任されましたので、粛々と任務を遂行させていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

櫻井委員長 よろしくをお願いいたします。

それでは、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることになっておりますので、本日、皆様のお座りの席を議席とさせていただきます。

議案第62号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第62号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学

校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第62号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、62号議案について御説明をいたします。

後から追加で御配付させていただきました補償法の改正の概要がございます。これを御覧になりながら、また、御説明をまいります。

議案の概要の方を御覧いただきたいと思います。

それでは、「第62号議案 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、概要の方にございますように、公立学校の学校医等の公務災害補償の基準を定める政令が改正されました。8月17日だったと思います。それに伴いまして、障害補償等に係る手指及び目の障害の等級を改めるほか、所要の用語の整理を行う必要があるためでございます。

改正内容です。

手指の障害等級の改定。これは、中身は別表の改正でございますので、概要の方で御説明をさせていただきますが、(1)として、1手の示指、この絵図の方を見ていただきたいんですが、示指というのは人差し指と言われている指ですね。それを失った場合、現在、第10級を第11級に引き下げるものでございます。

それから、(2)といたしまして、1手の小指を、これは小指のことですが、小指を失った場合、現在第13級から第12級に引き上げるものでございます。この等級は、1級から14級ございまして、1級の方が重いわけですが、下に行けば行くほど軽くなるわけですが、10級といたしますのは、例えばこの障害補償基礎額というものがあまして、それに倍率を掛けて補償の一時金というものが支給されるわけですが、その額が、等級が下がるにしたがいまして低くなっていくというようなことで、例えば10級の場合は、補償基礎額に302倍して一時金として補償するわけですが、11級については補償基礎額の223倍とか、そういう形で、それぞれ補償基礎額は経験年数とか学校医、あるいは薬剤師と違ってまいりますが、こういった形で引き下げられますと、補償一時金が低くなるというような関係になってございます。

それから、(3)番目としまして、この(1)、(2)の改正に伴いまして、複数の手指を失った場合の障害等級も改定いたしまして、それから手指の用を廃したものを、これは切断

により失ったということではなくて、機能がなくなったといいますが、機能を失うというケースの場合には、こういった場合についても障害等の手指を失ったものに準じて改定するというのでございます。その複数の手指を失った場合の障害等の改定については、例えばということで、例が出ております。上の方の黒ポチです。6級というふうにあります。母指、これは絵図にございます親指ですね、母指等示指を含み4の手指を失った場合。つまり、人差し指と親指を含んで全体で4本失った場合については6級だったんですが、今回の改正によりまして、母指を含み4の手指を失った場合というふうに変更されております。ここでは、示指がほかの指と同じような評価になったということで、従前は示指、人差し指の評価が高く、障害の等級も高かったわけですけれども、それを引き下げたことによってほかの指と同じということで、親指を含んでほかの3本の指を失った場合というふうに変更されております。

それからもう1点は、手指の用を廃したものの等の定めでございますが、1手の示指の用を廃した場合、11級が第12級に引き下げられております。これは失った場合に準じて、こういう形で引き下げたものでございます。

それから、2番目は目の障害等級の改定です。これは、新規に加えられたものでございまして、正面視で複視を残すものを、第10級に加えたものです。それから、正面視以外で複視を残すものが第13級に新たに加えられたものです。これは、絵図といいますが概要の方の2番目に書いております。説明としては、複視というのは、ものが2つに分かれて見えることを複視ということですが、焦点が合わないために二重、三重になるということではなくて、眼球を動かす外眼筋、外の目の筋肉、外眼筋の働きが悪くなり、両目の視線がずれたときに起こる症状ということで、簡単に絵が書いてありますけれども、こういうふうには二重、三重になるということではなくて、もう完全にものが2つに見えるというようなことで、正視、まっすぐ見た場合と、正視以外で複視を残す場合、それぞれ10級と13級に新たに加えられたということでございます。

それから3点目の改正は用語の整理ということで、後で見ていただければおわかりになるんですが、別表2、3にはかなりいろんな用語が出てまいります。その中で「腕関節」というふうに、手首のことを言っていたわけですが、そこを「手関節」というふうに改めて、あと「奇形」を「変形」。「仮関節」を「偽関節」。それから先ほど出てまいりました「薬指」、これを「環指」ということで。それから「末関節」を「遠位指節間関節」と、ちょっと複雑な名前ですが。これは用語の整理がございまして、矢印の右側の方に改められたということ

で、この趣旨は、日本整形外科学会で定着している用語を基本といたしまして、近年の動向を加えて改正をしたということでございます。

施行の日は公布の日から。適用関係についてでございますが、改正後の条例別表第3の規定につきましては、施行の日以後に支給すべき事由の生じた障害補償、遺族補償について適用し、同日前までに支給すべき事由が生じた障害補償、遺族補償については従前のとおりということでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

きょうは、日程第17まであって大変盛りだくさんなので、頑張っていきたいと思いますが、ただいまの第62号議案の説明が終わりましたが、御意見、御質問をよろしく願います。木島委員、お願いします。

木島委員 これは新宿区だけではなくて、東京都全体の、大体こういう変化なんですね。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 これは全国的な話でございます、従前、平成14年までは、東京都の方で条例を持っておりまして、その後14年度に各区に移管されたものということで、これはもともとは国家公務員の障害補償法、これが改正になりまして、その後この公立学校医の政令が改正になりまして、それに伴って各自治体の条例を改正していくと、そういう流れになっております。

木島委員 これは全国的な決まりだからいいんですけども、医者立場から言うと、母指と、いわゆる人差し指に相当する示指ですね、これというのは随分違いがあると思うんですよ。片方が、母指が9級で、人差し指が10級と言うけれども、医者の場合というのは、母指は余り使わないですよ。これにけちをつけるわけではなくて、本当は非常に使うのは人差し指なんです。例えば、いろいろな触診をしたり、肛門内の検査をしたりするのは、これをこう入れるということはないんですね。そうすると、これがなくなるのと母指がなくなるのとは、9級と10級とか、そういう差じゃないと思うんですね。一番大切なのは、僕は示指だと思うんです。だから、何となくこう親指がないのが9級でと言うけれど、そういうところを検討して決めたのかどうか、別に僕は文句は言いませんけれども、おかしい法律だなと思いますね。以上です。

櫻井委員長 これはどうしようもないですね。仕方がないです。これは、要するに学校現場で、いわゆる校医さんに適用された例というのは、今までに何例かあるんですか。

教育政策課長 新宿区では、過去、ないというふうに聞いております。23区でも、この法律自体と申しますか、政令が施行されてから、3、4件というふうには聞いておりますけれども、非常に少ないということです。

櫻井委員長 いかがでしょうか、ほかに。よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第62号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、異議なしということで、議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

#### 議案第63号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第2 議案第63号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、63号議案について御説明いたします。

件名は、「新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

議案の概要の方を御覧いただきたいんですが、改正内容の方でございます。

奨学資金の貸付条例につきましては、第3回区議会定例会で議決をいただいておりますが、その中で規則で改正する必要があるものについて、今回お願いしたところでございます。貸付条例の改正自体が、連帯保証人の要件から都内在住要件を削るのが眼目だったわけですが、この都内の住所要件を削ることによって、債権ですので、担保するという意味から奨学資金の弁済をする資力を有することという要件を加えております。これに伴いまして、奨学資金貸付申請書の連帯保証人の欄に年収の項目を新たに設けまして、住民税課税証明の添付を求めることとしております。

それにつきましては、規則中の様式ということで、議案の方の3枚目以降に出ております。1号様式と2号様式でございますが、いずれも、今までは連帯保証人の欄は年収の欄はございませんでした。ここに年収と住民税課税証明書を必ず添付してくださいというようになっておりますが、この欄を加えたということでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いします。

いかがでしょうか。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 これも、現実の問題として、連帯保証人が奨学金返還に当たるというケースは、しばしば発生しているのでしょうか。

櫻井委員長 どなたですか。

教育政策課長。

教育政策課長 今までに連帯保証人さんと協議したことはございますが、実際に返還を、連帯保証人がかわってやるというケースは、今ないというふうに聞いております。

内藤委員 実際にはね。大体、奨学金は返還されていると考えていいわけでしょう。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 現在返還中のものが非常に多いわけですが、ちょっと資料を持ってきておりませんが、今までに930人ほどの奨学生を決定しております。その中で、返還中の人たちもおりますが、返還義務が発生してからの返還率、つまり返還義務が到来していない方を除けば、大体91%ぐらいが今返還をしております。

ただ、滞納も少しふえてきておりますので、これにつきましては教育政策課の職員で催告等をやりまして、戸別訪問等もやるというふうに、今年度については考えております。

櫻井委員長 ほかに、何かございませんか。

内藤委員 これは、連帯保証人の年収が幾ら以上でなければならないとか、そういう条件づけはないわけですね。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 特に細かに、その辺については定めておりませんが、奨学金自体が返還になっても、さほど高額になるわけではございませんので、生保世帯、あるいはそれに準ずる家庭を除けば、大体連帯保証人になっていただけるというふうに理解しております。

櫻井委員長 よろしいですか。

内藤委員 はい、結構です。

櫻井委員長 ほかにございませんか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第63号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり

決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第63号は原案のとおり決定いたしました。

議案第64号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する  
規則

櫻井委員長 次に「日程第3 議案第64号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第64号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明をいたします。資料は、議案の概要の方を御覧いただきたいと思ます。

ことしの7月1日に、スポーツセンターの施行規則については、制定をさせていただいております。18年4月1日から施行する分について、今回一部を改正していただくわけですが、その内容につきましては、議案の最後の方についておりますが、新旧対照表がございます。第12条の関係でございます。

7月の時点で改正をお願いしたときには、団体登録の有効期間については、登録証を交付した日から3年後の同日の属する月の末日までとする、というふうにさせていただいておりましたが、こういうふうに規定をいたしますと、概要の方ですが、利用申請から利用日まで約4カ月間の期間がございます。具体的に言いますと、例えば3月に申し込みますと4、5、6、7、8月ぐらいまでですか、の申し込みの分まで決まってしまうので、3年以上という不都合が出てまいりますので、それを、「末日まで」を「利用日まで」としますと、3月までということになりますので、ちょっと例が悪かったんですが、ここに現行がございます。現行、登録証を交付した日から3年後の同日の属する末日まで。例えば18年の4月、来年度の4月に団体登録証を交付された場合は、8月までの利用が申し込みで決定できるような解釈になってまいりますので、改正後は、新旧対照表にございますように、3年後の同日の属する月の利用分までということで、例えば18年の4月に交付された場合については、3年後の4月の利用分までということで、こういった不都合を修正するために、改正をさせていただいております。

それから2点目の改正は、16条の3項ですが、団体登録の貸切利用の際に提示する書類を、

登録団体とその他のものごとにそれぞれ規定することとしたということで、条例の中では登録団体にとっては登録証と利用承認書、その他のものにとっては利用承認書を提示するというふうに規定させていただいております。

以上、簡単ですが御説明いたしました。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御質問、御意見をお願いします。

いかがでしょうか。よろしいですか。何もございませんか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第64号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

議案第65号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則の一部  
を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第4 議案第65号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「第65号議案 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。概要の方を御覧ください。

このコズミックスポーツセンターの施行規則につきましては、本年の8月25日に制定をいたしております。先ほど、スポーツセンターの規則の64号議案の改正と同じように、利用申請日から利用日まで約4カ月の期間があることから、有効期間を越えた利用日の申請を行えないことを明確にするため団体登録の有効期間を改めるというもので、12条の「末日まで」を「利用分まで」というふうに改めて、貸切利用の際に提示する書類についても、スポーツセンターと同様の規定にしたところでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、これについてはいかがでしょうか。御意見、御質問を。

同じですから、よろしいですね。

それでは、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第65号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第65号は原案のとおり決定いたしました。

議案第66号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

議案第67号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第5 議案第66号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」及び「日程第6 議案第67号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」は関係する議案ですので、一括して議題とし、一件ずつ採決するというところでよろしゅうございましょうか。

〔はいの発言〕

櫻井委員長 では、「日程第5 議案第66号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」及び「日程第6 議案第67号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を一括して議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、第66号議案、67号議案について一括して御説明をいたします。

まず、66号議案でございます。「新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。改正内容ですが、概要の方を御覧いただきたいと思います。

現在、庭球場の団体登録の有効期間につきましては、来年、18年の3月利用分まででございます。4月以降の利用を申請する際には、登録の更新が必要となってまいります。いたが、いまして1月からの更新に際して、4月から施行される規則による登録の要件、それから有効期間と同じ登録の要件、有効期間で登録できるよう、規定を整備するものでございます。

概要の裏面を御覧いただきたいと思います。

まず、登録の要件でございます。それと併せて議案の方の3枚目に新旧対照表が出ております。まず登録の要件は、現行規則は定めがございません。改正後は第10条2項にございませうように、構成員が2名以上であること。構成員のすべてが区内在住、あるいは在勤である

こと。それから小学生以上のものであることと構成員のうち2名は年齢が16歳以上であること。代表者の年齢が20歳以上であるということで、こういった要件を新たに加えております。

それから有効期間につきましては、現行は翌年の3月利用分までということで、短いわけですが、改正後につきましては、3年後の登録証の交付する日が属する月の利用日までということで、約3年間の登録期間を設けたところでございます。

それから(2)の方は、新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部改正と言いまして、この施行規則から引用しておりますので、この引用条項について改めたものでございます。

施行日が18年1月1日から施行するものでございます。

引き続き67号議案でございます。

67号議案につきましては、同じ施行規則の4月以降に施行する改正後の大久保スポーツプラザの施行規則について一部改正を行うものでございます。

改正内容は、先ほどのスポーツセンター、コズミックセンターと同じように、利用申請から利用日まで約4カ月の期間があることから、有効期間を越えた利用日の申請が行えないことを明確にするため、団体登録の有効期間を改めるということで、中身については、先ほどと同じように議案の方の3枚目でございますが、新旧対照表を御覧になっていただければわかりますように、16条の3年後の同日の属する月の末日までとしておりますところを、3年後の同日の属する月の利用分までとしたものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか、これに関して。

まず、議案第66号に関して伺います。

議案第66号は、「新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。これは、何か文句の言いようがない。

内藤委員、どうぞ。

内藤委員 これは、別に感想だけど、改正前は非常におおらかだったんだね。こういう構成員が2名以上ですべてが区内に在住し云々という4項目が、今度新しく入るんでしょう。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 現行の条例施行規則には定めはございませんけれども、「施設ガイド」というものを別に発行しておりまして、そちらの方で規定をいたしております。その規定は、

構成員が6名以上必要だということになっておりますので、8月に御承認いただきました新しい条例施行規則においては、2名以上と緩めたわけです。今回、登録証を発行するに際して、新条例と同じ条件で発行したいということで、新条例施行規則の内容を新たに付け加えたということになってございます。

内藤委員 わかりました。

櫻井委員長 ほかにいかがでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第66号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第66号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第67号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」について御意見、御質問はいかがでしょうか。

同じですから、よろしいですね。

では、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第67号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第67号は原案のとおり決定いたしました。

議案第68号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第69号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第7 議案第68号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び「日程第8 議案第69号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は関係する議案ですので、一括して議題といたし、一件ずつ採決するというので、これもよろしいでしょうか。

櫻井委員長 よろしいですね。

では、「日程第7 議案第68号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び「日程第8 議案第69号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を一括して議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、第68号議案、第69号議案について一括で御説明をいたします。

まず、第68号議案でございますが、「新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

これは、西戸山公園の野球場など、公園内の体育施設の概要の方の改正内容でございますが、これらの施設でございます。団体の登録の有効期間につきましては、18年3月利用分まででございますので、4月以降の利用申請をする際には、登録の更新が必要となってまいります。この1月からの更新に際しまして、4月から施行される規則による登録区分、要件、有効期間と同じ登録の区分、要件、及び有効期間で登録できるように規定を改正するものでございます。

これは、66号議案、大久保スポーツプラザと同じような趣旨で改正するものでございます。68号議案の最後から2枚目の方をお開きいただきたいと思います。

新旧対照表が出ております。まずは登録の区分でございますが、現行は規則上の定めがないということで、先ほど生涯学習振興課長が御答弁しましたとおり、施設ガイドで規定しているといえますが、表示しているところでございます。それを改めて規則の方に落とすということで、改正後につきましては、別表第2、1枚送っていただきまして一番最後のページですね、第6条関係でございます。登録区分につきましては、この表の左側が登録区分でございますように、一般野球から中学生サッカーまで8つの区分を設けております。それから、登録要件につきましては、右側でございますように、現行、規則上の定めはございませんが、今回につきましては、改正後登録要件ということで、別表第2の方に記載させております。例えば一般野球ですと構成員が10名以上であることとか、構成員のすべてが区内に在住し、または在勤するもので年齢が16歳以上のものであることといったように、こちらの方に登録要件について定めております。

1枚戻っていただきます。併せまして、規則の本文の6条2項2号の方に、代表者の年齢が、次項による登録の申請時に20歳以上であることという登録要件を改めて定めたものでございます。

それから、有効期間でございますが、現行は翌年の3月利用分までというふうにしており

ます。これを改正後につきましては、3年後の登録証交付日の属する月の利用分までというふうにさせていただいておりますが、少年野球、それから中学生サッカー等につきましては、3年間の有効期間ですと、小学生が中学生になったり中学生が卒業したりいたしますので、これについては現行どおりというふうな定めになっております。

それから2番目は、大久保スポーツプラザの施行規則から一部引用しておりますが、この規則を一部改正することに伴い、引用条項を改めたものでございます。

それから3つ目は、新旧対照表の6条の2ですね。体育施設の使用種目等というふうに書いてありますが、ここは体育施設において使用できる種目及び使用できる時期を、教育委員会が別に定める根拠規定を設けるものでございます。これが6条の2でございます。

施行日は、18年1月1日でございます。

それから、69号議案。同じく「公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」で、これは4月1日以降に適用する規則について8月25日に改正をしたわけですが、今回、一部改正をさせていただくものでございます。

議案の69号でございます。内容でございますが、1点目は利用申請から利用日まで約2カ月間の期間がある。これは屋外については2カ月ということですね。期間があることから、有効期間を越えた利用日の申請が行えないことを明確にするため、団体登録の有効期間を改めるものです。

議案の方の6枚目に新旧対照表が出ております。これは、さっきのスポーツセンター、あるいはコズミックスポーツセンターと同様の趣旨の改正でございます。ただ、4カ月と2カ月の差はございますが、有効期間を越えた利用日の申請を行えないような形で登録を、新旧対照表の右側でございます、末日までにするというものを利用分までにするという、同様の趣旨の改正でございます。

それから2点目は、体育施設において利用できる種目及び使用できる時期を、指定管理者が別に定める根拠規定を設けるということで、14条の2の方でございます、体育施設の利用種目等ということで、利用できる種目及び利用できる時期を別に定めるということで、根拠規定をここに設けております。

それから3点目は、今、14条の2で、種目の表現を使用することとしたため、「小学生種目」等の表現を改めることとしたということで、これは上の方の12条を御覧いただきたいんですが、12条の後段、右側の方の現行規定では、小学生種目あるいは中学生種目というふうに規定しております。それを、登録区分は、小学生野球、小学生ソフト、小学生サッカー、

中学生サッカーというふうな名称に改めております。それにつきましては、新旧対照表のその次のページ、別表第1ですね、そこに右側の現行ですが、一般種目、小学生種目、中学生種目というふうにございますが、これを廃止してありまして、左側の方の新しい規則の中ではこれがなくなり、小学生野球とかソフトとか、そういうような規定になっております。こういった種目の表現について改めているところでございます。

それから4点目は、野球場で野球、ソフトボール、いわゆる本来の目的と違ったその他の種目、例えばフットサルとか、そういったものの利用を認めております。例えば西戸山公園野球場ではそういったことを認めております。そういったことから登録団体の登録区分以外に、屋外その他種目を加えるとともに、当該屋外その他種目の登録団体の利用申請期間を規定いたしました。これに伴い、それ以外の登録団体の利用申請期間も併せて定めております。

これは、先ほどの別表第1の方を御覧いただきたいんですが、別表第1の改正案の方ですが、1番下に屋外その他の種目という区分を設けております。構成員が5名以上とか、区内在住、在勤、年齢が16歳以上のものと、新たな区分を設けております。これは先ほども申し上げました西戸山公園野球場などでフットサルなどをやる場合がございますが、そういった区分を設けております。

後段の屋外その他種目の登録団体の利用申請期間の規定と登録団体の利用申請期間との関係につきましては、その次のページに出ております。別表第2というところですが、先行登録団体というのが、今の屋外その他の種目以外の種目でございますが、その申請期間が最初にございまして、その後、空き施設の申請期間になってまいります。そのときの順位でございますが、屋外その他の種目を除く先行登録団体が、例えば野球なら野球の種目で利用できる申請をすると。第2順位としまして先行登録団体が登録区分以外の種目、例えば野球の種目で登録しているときにテニスを使う場合ですね、そうした場合と、それとここに、その下でございますが、登録区分が屋外その他の種目の登録団体が、例えばフットサルなどが申し込む場合については、ここの第2順位の方に入ってまいります。こういったことで、先行登録団体と今の屋外その他の種目の申し込みの利用期間、そういったものを整理したところでございます。

それから5点目は、概要の方でございますが、妙正寺川運動公園広場の利用承認を必要としない自由使用日、現在もございませけれども、それを原則として毎月第4土曜日と定めることとしました。これは、前のページの上の方ですね、別表第1の上に16条の4項、条例19条第1項ただし書きの規定による新宿区立妙正寺川公園運動広場の規則で定める日は、原則

として毎月第4土曜日ということで、これは新たに規定をしたところですが、従来、こういった取り扱いをしておりましたが、規則で改めて定めたということでございます。

施行日は18年4月1日からでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、「議案第68号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

参考のために伺いますが、新宿区立公園内体育施設というのは何箇所ぐらいあるものなんですか。ごめんなさい。大変なことでしたか。

生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 7カ所でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。何か御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第68号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第68号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第69号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御意見、御質問をお願いいたします。

熊谷委員 特にありません。

櫻井委員長 よろしいですか。ほかの委員もよろしいですか。

御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第69号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第69号は原案のとおり決定いたしました。

議案第70号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第9 議案第70号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、70号議案について御説明をいたします。

「新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

改正内容についてでございますが、これは、この規則自体が改正の必要については特になかったんですが、引用条項で2つの規則の引用をしております。それによって、今回、引用条項を改める改正でございます。

議案の方を御覧いただきたいと思います。

議案の方の最後のページ、新旧対照表がついております。25条の2項でございます。ここから出てきました公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則と、それから大久保スポーツプラザの条例施行規則が、改正により項ずれが出てきております。それぞれ5条第2項、あるいは10条第2項の規定が、それぞれ11条2項、15条2項の規定というふうに直っておりますので、こういうふうに改正するのでございますが、この規定自体は1カ所で登録されれば、規則は違いますが、登録証はほかの2施設でも使用ができるという内容のものでございます。ただ、大久保スポーツプラザにつきましてはテニスだけでございますが、公園内体育施設、あるいはこの公立学校の施設の活用に関する規則が、野球、ソフト、サッカー、それらもできますが、大久保スポーツプラザだけはテニスでございます。こういったみなし規定を、項ずれで改正するものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問いかがでしょうか。何かよろしいでしょうか。

熊谷委員 ありません。

櫻井委員長 では、御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

「議案第70号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第70号は原案のとおり決定いたしました。

議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について

櫻井委員長 次に「日程第10 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について」から「日程第16 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について」までは関係する議案ですので、一括して議題とし、一件ずつ採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、「日程第10 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について」から「日程第16 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について」までを一括して議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、71号から77号議案まで一括で御説明をいたします。

この一連の公の施設の指定管理者の指定につきましては、前回の委員会で、選定について経過も含めて御報告したところでございます。本日は、新宿区スポーツセンター、あるいはコズミックスポーツセンターほか5件、合わせて7施設、7種類の施設と申しますか、それの公の施設の管理者の指定についてお諮りするものでございます。本日の教育委員会でお諮りした後、第4回区議会定例会に御提案していくものでございます。

まず、71号議案から御説明をいたしたいと思います。

1枚めくっていただきまして、本文の方でございませう。

公の施設の指定管理者の指定について。

公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定を行う。

記書きといたしまして、1、公の施設。名称は新宿区立新宿スポーツセンター。位置は新宿区大久保三丁目5番1号。

指定する団体でございませうが、名称は東宝サービスセンターグループ。構成員は3つの会社のグループになっております。代表者が東京都千代田区有楽町一丁目7番1号、株式会社東宝サービスセンターでございませう。そのほか、中野区東中野三丁目13番19号、株式会社明

和産業。それから中野区中野二丁目14番16号、株式会社東京アスレティッククラブ。この3社のグループでございます。主たる事務所の所在地につきましては、代表者でございます東宝サービスセンターグループの住所でございます。

指定の期間でございますが、18年4月1日から5年間。平成23年3月31日まででございます。

提案理由は、新宿区立新宿スポーツセンターの指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

これ以降、72号議案につきましては、議案の方を御覧いただきたいと思います。

コズミックスポーツセンターでございますが、これ以降6件につきましては、先日、生涯学習振興課長から御説明しましたとおり、生涯学習財団の方に指定をいたすものでございます。

前段は省略させていただきます。記書きの方です。公の施設、名称、新宿区立新宿コズミックスポーツセンター。位置は新宿区大久保三丁目1番2号。

指定する団体名称は財団法人新宿区生涯学習財団。主たる事務所の所在地でございますが、新宿区大久保三丁目1番2号、新宿区立新宿コズミックスポーツセンター内。

指定期間ですが、18年4月1日から23年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、新宿区立新宿コズミックスポーツセンターの指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

続きまして73号議案でございます。

前段は省略させていただきます。記書きの方です。新宿区立大久保スポーツプラザ。位置は東京都新宿区大久保三丁目7番42号でございます。

指定する団体の名称、主たる事務所の所在については、72号議案と同様でございます。

指定の期間も同様に5年間でございます。

提案理由は、新宿区立大久保スポーツプラザの指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

続きまして74号議案でございます。

前段は省略させていただきます。これは、新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例により設置される7施設でございます。

公の施設の名称及び位置でございます。

新宿区立西戸山公園野球場、新宿区百人町四丁目1番。

2つ目が落合中央公園野球場、新宿区上落合一丁目2番。

3つ目が西落合公園少年野球場、新宿区西落合二丁目19番。

4つ目が甘泉園公園庭球場、新宿区西早稲田三丁目5番。

それから西落合公園庭球場、住所が新宿区西落合二丁目19番。

6点目が、落合中央公園庭球場、新宿区上落合一丁目2番。

7点目が、妙正寺川公園運動広場、中野区松が丘一丁目33番。

指定する団体名称、主たる事務所の所在地については、先ほどの議案と同じでございます。

指定の期間も5年間でございます。

その他、1に掲げました7施設は公園内体育施設として一体的に管理することが利用者の利便性の向上及び管理経費の節減に資するとの観点から、これら7施設の管理につきましては、同一団体に行わせるものとするものでございます。

提案理由は、新宿区立公園内体育施設の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

続きまして議案第75号について御説明をいたします。議案書の方を御覧ください。

前段は省略いたします。これは、新宿区社会教育会館条例に定めます7館1分館、計8施設について指定管理者の指定を行うものでございます。

公の施設の名称及び位置でございます。

1番目は三栄町社会教育会館、新宿区三栄町25番地。

2番目は赤城社会教育会館、新宿区赤城元町1番3号。

3番目は落合社会教育会館、新宿区中落合四丁目25番19号。

4番目が戸山社会教育会館、新宿区戸山二丁目11番101号。

5点目が北新宿社会教育会館、新宿区北新宿三丁目20番2号。

6点目が住吉町社会教育会館、新宿区住吉町13番3号。

7点目が西戸山社会教育会館、新宿区百人町四丁目7番1号。

最後が西戸山社会教育会館分館、新宿区高田馬場三丁目40番3号でございます。

指定する団体の名称、所在地については、前議案と同じでございます。

指定の期間でございますが、18年4月1日から平成20年3月31日までということで、この社会教育会館に関しましては、18年、19年度の2年間になっております。この2年間といたしましたのは、現在、社会教育委員の会議で、これからの生涯学習施策の方向性について、今、御検討をいただいております。この検討結果につきましては、18年3月、来年の3

月に教育委員会の方に提言をいただくことになっております。この後、18年度につきましては、教育委員会で今後の社会教育会館のあり方について方針を決定いたしまして、新たな展開が20年度以降始まるわけですので、そういう意味で、18、19年度2年間については、暫定的に5年ではなくて2年間というふうにさせていただいたものでございます。

4番のその他でございます。1番に掲げました8施設は、社会教育会館として一体的に管理することが利用者の利便性の向上及び管理経費の節減に資するとの観点から、これら8施設の管理は同一団体に行わせるものとするものでございます。

提案理由は、新宿区立社会教育会館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

次は議案76号でございます。

公の施設の名称でございます。新宿区立新宿歴史博物館。位置が新宿区三栄町22番地。

指定する団体の名称、それから主たる事務所の所在地については、前議案と同じでございます。

指定の期間は、18年4月1日から23年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、新宿区立新宿歴史博物館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

77号議案でございます。

公の施設の名称は、新宿区立林芙美子記念館。位置は新宿区中井二丁目20番1号。

指定する団体の名称、主たる事務所の所在地については、前議案と同様でございます。

指定期間は、5年間でございます。

提案理由は、新宿区立林芙美子記念館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

それでは「議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について」に関しまして、何か御質問、御意見ございましたらお願いします。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 この議案71号から77号までですか、指定管理者は1件を除いて全部生涯学習財団が指定管理者に指定されるわけですが、この新宿スポーツセンターの指定管理者、たまたまきょう出てきた議案の中で1件だけということなんですが、とりわけ、このスポーツセンタ

ーとコズミックスポーツセンターと大久保スポーツプラザと、何かスポーツセンターが並んでいるので、この新宿スポーツセンターは、東宝サービスセンターグループを指定管理者に指定するというのは、どういう背景があるんですか。あるいはどういう理由でそうされたんでしょうか。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 今、スポーツ施設が3つ並んでいるという御指摘でございますけれども、場所的にも大変近いところに立地をしております。そして今回、新しい管理運営の制度を導入するに当たりまして、そこで役割分担をしていくことが適切だというふうに判断いたしまして、それぞれの設置条例の目的も今回書きかえてございます。新宿スポーツセンターにつきましては、区民の健康、体力の増進ということで、スポーツレクリエーション活動を推進していく場ということでございます。コズミックスポーツセンターにつきましては、区民との協働によって、区民のスポーツ文化活動を推進していく場としていくといったような趣旨となっております。そして大久保スポーツプラザは、コズミックスポーツセンターと一体となって動いていくというふうに考えたところでございます。

そうしたことから、大久保スポーツプラザ及びコズミックスポーツセンターについては、区民との協働について長い経験を持ち、そして信頼を得ている生涯学習財団に指定をするということを、既に行財政改革計画において決定をしてきているところでございます。それにしがいまして、粛々と選定作業をし、指定をさせていただきたいと考えてきたところでございます。

一方、新宿スポーツセンターの方は、民間の力によって、より活性化させていくということを通して新宿区全体のスポーツ実施率の向上を図って、ひいては区民の健康、生活の向上に役立てていこうということで、民間の活力を導入するという選択をしたわけでございます。

しがいまして、今回出させていただいております案件では、新宿スポーツセンターだけが民間の指定会社ということになってございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。いかがですか。

内藤委員 全体の考え方として、民間の指定管理者を置いて任せた場合に、そちらの方がうまくいくと、そこまで言わなくても、その結果を見て、だんだん民間の指定管理者にらせていくという方向でいこうというような考えがあるんですか。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 事業目的が、そもそも変わってきているというふうにお考えいただいて

よいかと思えます。新宿スポーツセンターの方は、スポーツレクリエーション活動を通してということをごさいますて、手法としては一般的な民間の手法によっても可能だというふうに考えますが、コズミックスポーツセンター並びにプラザの方は、手法を、区民や区民団体との協働によって進めるということをごさいますので、今のところは生涯学習財団が最も適切であるというふうに考えております。

5年後も、そのような見通しを持っているのかという御趣旨の御発言かと思えますけれども、一応、今のところはそのようであろうというふうに思っておりますが、今後、推移は見てまいりたいと思えます。

内藤委員 はい、わかりました。

櫻井委員長 そうすると、5年以内に変更も可能であるということですか。

生涯学習振興課長 今回の案件につきましては、社会教育会館以外につきましては、指定期間を5年といたしておりますので、よほど指定管理者の方が不適切な状況となって新宿区教育委員会の指導にも従わないというような事例があれば別ですけれども、そういった場合には変更もあり得ますが、原則として、ここで規定していただく指定期間は、その事業者にお任せをするということになります。

櫻井委員長 わかりました。ありがとうございます。

木島委員、お願いします。

木島委員 これは4月1日から新宿スポーツセンターが、いわゆるこの東宝サービスセンターグループですか。来年の4月1日からというと、介護保険法の改正も行われてきて、いわゆる転倒予防だとか、要支援という介護認定から介護3まで、介護認定の運動機能のリハビリというものが始まるんですね。そういうものに、これは使われてもいいわけですよ。こういう施設でそういうことをやるという。そういう話は、この中では出てきませんでしたか。

生涯学習振興課長 言ってみれば2つの事業体ですね、この東宝サービスグループと、それから生涯学習財団と、2つの事業体からこのスポーツ施設について提案を受けているわけですが、いずれも高齢者を対象とした健康増進、介護予防の意味合いを持つわけですが、そうしたプログラムの提案がいずれにおいても含まれてございます。ただ、おっしゃいましたような介護保険サービスに附帯すると申しますか、そうした制度として区なりの委託を受けていくというようなことについては、まだこれからの検討になってくるかと思えますけれども、そうしたことが不可能だというふうには思っておりません。

木島委員 いや、不可能だということよりも、かなりそれを前向きに考えた措置じゃないで

すか。

生涯学習振興課長 内容的には同じものを含んでおりますので、それを委託の事業として展開するということはあると思っております。

木島委員 そうじゃなければ成り立たないと思うんですよ。

櫻井委員長 御意見を聞かせていただきます。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

では、ほかにも御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 議案第71号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について」については、御意見、御質問、いかがでございましょうか。

これはコズミックスポーツセンターですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第72号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について」については、いかがでしょうか。

スポーツプラザですね。

これも同じです。よろしゅうございましょうか。

では、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第73号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について」の御意見、御質問を受けたい

と思います。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 これは、行政の担当というか縦割りということと関係すると思うんですが、この公園の中の施設については生涯学習財団が当たると。公園自体はどこが見るんですか。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 環境土木部土木課でございます。

内藤委員 そうすると、同じ公園でありながら環境土木部が整地とか、例えば花壇があれば花壇の整備とかもあるんでしょうが、やって、この体育施設、運動施設だけはこちらで。その辺の連携、その他はどういうふうになっていますか。

生涯学習振興課長 公園の設置条例の方に、こうした部分については教育委員会というふうに記載がございます。

内藤委員 いや、つまり日常的な協議は行われているのかということですか。

櫻井委員長 いかがでしょう。

生涯学習振興課長 必要な場合には協議をいたしますが、原則としてこの部分は教育委員会でメンテナンス等も担当いたしております。

木島委員 今の質問に絡んでですけども。

櫻井委員長 木島委員。

木島委員 そうすると、例えば公園に野球場があるとその野球場、テニスコートがあるとテニスコート、その管理は教育委員会でしょうけれども、今、内藤委員が言われたように、それがある公園の中というのは非常に乱れていたり、もう少し整備した方がいいというときには、教育委員会からそちらの方には、協議会を設けて何とかしろよというようなことは言えるわけですか。

生涯学習振興課長 当然、私どもで気づいて改善の必要があると思いましたがことについては、適宜、所管の方に伝達をいたしております。

櫻井委員長 スムーズな横の関係の連携を期待というか、当然だと思うんですが、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

内藤委員。

内藤委員 これは意見です。現条例は、教育委員会の権限にとどまらない問題なんだけど、民間の常識からしたらこういうものは一体管理ですよ。公園と運動施設と分離して管理し

なければならぬという必然性は、私にはちょっと理解しがたい。公園の方は多分、区そのものの管理で、指定管理者というのはいないのかもしれないが、野球場は整備してそこまでというのは。野球場とかテニスコートとか、それはやはり公園の施設だと思うんだよね。だから、一体管理の方向が検討されてしかるべきだと思います。これは意見です。

櫻井委員長 受けとめておいてくださいませ。

木島委員 それは本当なんですよ。例えば野球場があって野球場の中にあるトイレと、その公園の中にあるトイレがあるわけですよ。そうすると野球場の中のトイレは野球場に付属しているから教育委員会の管理でしょうけれども、野球場の外のトイレ、公園の中にあるトイレは、これは環境土木課ですか。そうすると、トイレが汚いというと、どちらの方に言ってもいいかわからないというようなこともありますし、大体公園の中に野球場があると広場もあるわけですよ。広場で、当然、野球またはサッカーをやろうとする人間は、準備運動じゃないけれども、待っている間にやっているわけですよ。そうすると、いろいろ、例えば子どもたちが散歩をしたり何かしたときに、けがをしたりなんかすると、じゃどちらにどう言っているのかというような問題もあるわけですから、今、内藤委員が言ったように、大体そこはおかしいんですよ。

櫻井委員長 一般利用者としては、どこで線が引かれているかというのは、よくわかりませんものね。でもこの際は。

木島委員 これとは別です。

櫻井委員長 よろしゅうございましょうか。何か根底を揺るがすような御意見が出てしまったんですけれども。よろしゅうございましょうか。

では、討論及び質疑を終了させていただきます。

「議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第74号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について」については、いかがでしょうか。

75号ですから、社会教育会館に関してですが、いかがでしょうか。

木島委員、お願いします。

木島委員 これはこれで全然問題ないんですが、委託する先が生涯学習財団ですから、今ま

でと違って十分に活用してもらおうように努力を望みます。

櫻井委員長 2年間ですけれども、よろしいですね。

ほかにございませんか。

では、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第75号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について」について、御質問、御意見を受けたと思います。

歴史博物館の指定管理者です。いかがでしょうか。

これもよろしゅうございますか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第76号は原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について」はいかがでしょうか。

何かこれはタイトルがみんな同じだからおかしいですね。具体的に書いてはいけないんですかね。余計なことです。すみません。

林芙美子記念館についてですが。

木島委員、お願いします。

木島委員 これもちょっと、さっきの公園と同じなんですけれども、記念館だけですか、それとも全体を含んだ、土地も全部含んでですか。

櫻井委員長 生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 記念館の敷地全体でございます。

櫻井委員長 要するに敷地を含めて記念館と称しているわけですね。

木島委員 そうすると、樹木の手入れもこちらですね。

櫻井委員長 そうですね。

ほかに、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第77号は原案のとおり決定いたしました。

議案第78号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第5号）について

櫻井委員長 次に「日程第17 議案第78号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

教育長。

教育長 「日程第17 議案第78号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第5号）について」は、平成17年第4回区議会定例会で審議を予定している案件でございます。区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

櫻井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第17 議案第78号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第5号）について」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

〔「議案第78号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第5号）について」は、非公開で行うことの議決があったため、別途議事録を調整する。〕

櫻井委員長 以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告1 平成17年度第1回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の受賞者について

報告2 新設する情緒・通級指導学級（中学校）の設置校について

報告3 区立中学校学校公開・学校説明会の実績について

報告4 平成18年度学校給食調理業務の民間委託について

報告5 幼保連携・一元化の進捗状況について

報告6 区立図書館の祝日開館について

報告7 その他

次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告6までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

では、事務局の方、よろしくお願いいたします。教育指導課長です。

教育指導課長 それでは、報告1について申し上げます。

平成17年度第1回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の結果についてでございます。

これは、毎年2回行っておりますもので、今年度は第1回目ということになります。いわゆる新宿区の子どもたちが人命救助を行ったであるとか、あるいは文化・スポーツで著しい活躍があったとか、そうしたものを表彰するものでございます。ちなみに今回は、団体は該当がございませんでしたが、応募は2団体ございました。個人は6個人ございましたうちの4人が入賞してございます。

推薦基準の(2)-ア、イが4人の方々の対象となっておりますけれども、ちなみに(2)-アというのは各種スポーツの対外試合で都入賞程度の成績をおさめたときでございます。(2)-イというのは、文化、生産的活動等の全都的規模のコンクール等で著しい成果を上げたときということでございます。

以上、報告申し上げます。

櫻井委員長 学校運営課長。

学校運営課長 続きまして報告2、新設する情緒・通級指導学級(中学校)の設置校についてでございます。

設置校は、区立落合第二中学校でございます。所在地は西落合一丁目6番5号です。交通手段でございますが、都営大江戸線の落合南長崎駅から徒歩で3分。西武新宿線の中井駅から15分でございます。この学校の生徒の状況ですが、学級数が合計で11。生徒数が406と。中学校としては2番目に大規模な中学校です。職員数もそちらに書いたとおりでございます。

新設学級は、心身障害学級の情緒障害・通級指導学級で、開設年月日は、来年の4月1日を予定しております。

学級規模は1学級。定員は10人。これに対し教員は2名、専属で配置される予定であります。

教育の形態は通級制で、週におおむね1日程度通級し、そのほかは在籍校で学習します。

対象の生徒は、発達障害に包括される自閉症またはそれに類するもの、心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする生徒でございます。

学級施設として整備しますのは、小集団学習室が1、個別学習室が2、多目的学習室が1、相談室1、通級の担当をする職員の職員室が1と、このように考えております。

設置校を選定しました理由でございますが、1番として、生徒数の推移等から学校施設に情緒・通級設置のためのスペースが確保できると。この落合第二中学校には十分なスペースが確保できると考えました。

理由の2ですが、区内全域に居住する生徒が対象となりますので、通学のための交通手段の利便性を考えております。落合第二中学校は新宿区の一番はずれのようにございますが、大江戸線というのは、区内を非常にくまなく網羅する地下鉄でございますので、現在、この沿線が一番便利ではないかと考えております。

3番目としましては、通級対象となる「対照」の字が間違っております。「対照」の「照」の字が「象」という字でございますので訂正いたします。生徒の状況から通学路等もわかりやすく、周辺も落ち着いた環境であることを重視しました。

最後に、特別支援教育推進のための拠点校となる他の固定学級という心身障害学級を置いていない。固定学級を設置している中学校もほかに3校ございますが、そちらではないところで選択するという理由で、こちらを選んでおります。

引き続き、報告3、平成17年10月の区立中学校学校公開・学校説明会の実績について御報告をいたします。

今年度2回目の中学校の学校公開の実績ですが、公開の日数は10月のうち3日から5日の間。説明会を1回ずつそこで開催しております。学校公開の間の延べ来校者は、新1年生の保護者とその他を加えて1,778名。学校ごとに随分数字に差がありますが、これは例えば、この期間中に学園祭があったというようなことも含めてすべてカウントしましたので、一般の来校者に差が生じております。学校説明会の方は新1年生の保護者の参加がほとんどでございますが、合計で474名でございます。

中学校の学校選択制は、一昨日の11月2日の消印が有効、または本日5時までの持ち込みが有効と、もうすぐ締め切りの時期でございます。抽選等になった場合には、別途、委員会に御報告をいたします。

こちらの資料の裏面ですが、主な質問を書かせていただいております。小学校と違いまして、部活についての御質問をいただいた学校が5校ございます。そのほかは特別に新しいことはないかと思っておりますが、西戸山の方で学校の統合の噂についてというような御質問があったようでございます。

引き続きまして報告 4、学校給食調理業務委託校の実施校について御報告をいたします。

新宿区の学校給食調理業務の民間委託につきましては、平成16年の4月から小学校4校、中学校2校で開始し、本年の4月から小・中学校1校ずつを加え、現在は小学校5校、中学校3校の8校で実施してございます。給食調理業務を民間委託した学校では、PTAの代表も参加して学校給食運営協議会を開催しておりますが、こちらでも、調理業務についてはおおむね良好との評価をいただいております。18年度の学校給食調理業務の民間委託につきましては、下記のとおり小学校2校、中学校1校で推進してまいりたいと考えております。

委託の実施校は、四谷第三小学校と落合第三小学校。中学校は西早稲田中学校でございます。委託実施校の選定に当たっての考え方ですが、18年度の給食調理職員数の状況 これは直営の区の職員の状況でございます。2番目としまして、学校栄養士が委託校に1年以上在籍していること。3番目に学校の規模や特性。こちらで考えます学校の規模は、小学校で申しますと落合第三小学校は最大級、中学校の西早稲田中学校は中学のうち最大規模でございます。特性としましては、西早稲田中学校も新校の設計を進めておりますので、統合新校の初めから当然民間委託というスタートを切る考えでおります。四谷第三小学校につきましても、19年4月には四谷第四小学校と一緒に四谷小学校となりますので、あらかじめこちらで調理業務を委託しておきたいと考えております。

今後の予定ですが、委託実施校に対しては学校長に通知をし、学校の協力をいただいて進めていきます。また、該当校の保護者の皆様に対しましては、PTAの会合等の機会に、委託実施に向けての説明を行っていく考えでおります。

以上で、報告の4までを終わりました、最後に幼保連携・一元化の進捗状況について、お手元の「(仮称)新宿区立四谷子ども園」の概要(案)をもとに御説明をいたします。

タイトルの「四谷子ども園」という仮称ですが、従来は幼保一元化施設という呼び方をしておりましたが、もう少し、どなたにもなじみのあるものと考えて、仮称ではございませんが、今後は「四谷子ども園」と称していきたいと考えております。同様の名称が千代田区に、「いずみ子ども園」という幼保一元化施設がございますが、幼稚園でもない保育園でもない両方の呼び名としては一般性がある名前かなと考えております。

この資料でございますが、10月28日、29日に四谷地区で地域説明会を行っております。これは、来年度、四谷第三、第四の両幼稚園に入園する子は、子ども園の最初の卒園児になるので、あらかじめそちらの保護者の方々に今御説明できる概要をお知らせする、そのためにつくった資料でございます。

ページを送っていただきまして、目次の右側に幼保連携・一元化の経緯が書いてございますが、これはほとんど省略させていただきたいと存じます。ただ最後の行に、平成19年4月開園に向け検討を進めていますと書いております。先だって区の政策経営会議にお諮りをし、19年4月の開設後は、公立の幼稚園と同様に教育委員会が所管することを決定しているところでございます。

続きまして2の施設の設置については、最初に従来から固めております幼保連携・一元化の理念を、ここに載せております。ページを送っていただきまして、2番目は施設の目的で、0歳児から就学前までの子どもをはぐくむと。それから、新宿区の幼児教育を支援する拠点として家庭の教育力の向上等についても、この施設が一定の役割を担うということを書きました。

それから名称と位置を書き、施設の規模を書いております。

ここで、カラー版の資料を、本日お手元にお届けしておりますが、これは10月31日に開催いたしました四谷小学校とこの施設の起工式で配布したものです。こちらのカラー版をめくっていただきますと、図面がついておりまして、1階の平面図でピンク色でぬっているところが、子ども園のエリアでございます。こちらに園舎と園庭とあり、園庭は、一般的な幼稚園と比較して大分大きいと考えております。保育室は合計で8室ですが、4・5歳児は2室ずつでございます。そのほか、ランチルーム、つどいのへや、一時保育室、乳児のための保育室や職員室、調理室等も備えた施設となっております。

初めの資料に戻っていただきまして、施設の概要の次に児童定員を載せております。年齢別に、0歳児が9人から4・5歳児が50人ずつ、合計162名。このほかに従前から保育園でやっております一時保育を、定員10名で考えております。

3ページですが、休園日は日曜日と祝日法に規定する祝日と休日、それから年末年始、これだけのほかは開園しております。開園時間は午前7時半から午後8時半までという、大変長い時間でございます。

次に事業と対象ですが、上の0歳児の保育に欠ける児童に対する継続的な保育、これは従来の保育園と全く同じ考えでございます。2つ目の枠の1歳児から3歳児までは、保育を要する児童という表現に変えておりまして、従来の保育園の保育の基準を少し緩めて、独自の基準を定める予定でございます。4・5歳児の保育を希望する児童、保育を希望するには、いわゆる保育に欠けるか欠けないかを問わない、幼稚園の子どもが入園する条件も含めてこういう表現としております。4行目は一時保育でございます。その次に幼児教育支援事業と

書いてございますのは、つどいのへやを使った就学前までの児童と保護者に対するさまざまな支援を考えております。

9番としまして利用手続と書いておりますのは、いわゆる入園手続ですが、幼稚園と募集時期をそろえつつ、おおむね保育園の募集時期、入園の手続時期が終わるまで、長くとる考えでおります。

次に施設の運営についてでございますが、継続的な保育の内容については、新宿区子ども園指針案（別紙1）とついておりますが、これを基本として、こちらは保育と教育の理念を書いたものですので、ここでは省略をします。

ページを送っていただいて、年齢ごとの保育・教育計画といえますのは、保育所保育指針と幼稚園教育要領に基づいて、年間計画を立てるということでございます。4・5歳児につきましては、特に小学校との「交流」「接続」を視野に入れた計画的な連携を行ってまいります。

次に年間の流れですが、4月1日から翌年3月31日を年度の単位とし、4歳児と5歳児は、現在の幼稚園の学期に準じた区切りを設けますが、1年を通してお預かりするお子さんもいますので、そのあたりは少し別のプログラムを編成して、いわゆる夏休み等も従前と同じ感覚でこの中に据えるようにいたします。

主な行事は別紙2とありますが、こちらは保護者に参加いただく主な行事、入園式から保護者会、保育参観等、遠足等を例として挙げたものでございます。園児の行事は別にさまざま考えていきます。

その次に1日の流れが別紙3になっております。ちょっとこの別紙3を詳しく御説明します。いえ、余り詳しくはありませんが。

別紙3は、ここの0歳児から5歳児までのうち、4・5歳児の生活について書いたものです。と申しますのは、この4・5歳児は、いわゆる保育園の子どもと幼稚園の子どもが一緒のクラスでございますが、7時半から最初の保育を要する子どもが登園し、全員がそろうのが9時。いわゆる幼稚園開園時間と同じです。それから現在の幼稚園は、お昼の時間を過ぎて14時にはみんな帰るのですけれども、ここでは最初に帰る時間を15時に設定しております。1時間延びているわけですが、これは保育園が持ってきた午睡というお昼寝の時間を全体の時間に組み込んで、全員が昼寝するわけではございませんが、そういうゆったりとした時間の流れを大切に、午後の3時まではみんながそろう時間として考えたいと、そういうものでございます。

その次に16時半に点線が書いてありますが、これがいわゆる愛日幼稚園で行っている預かり保育に該当するような時間で、幼稚園の子どもも16時半まではお預かりをするという考えであります。それから18時半は、保育園の預かりの通常の長い枠でございます。最後、20時半は、延長保育に該当する、一番長く預かる子どもが帰る時間でございます。

その1日の流れを書いたものが、この表でございます。

本編に戻っていただいて、この子ども園の園歌、園章は、独自のものを作成します。園歌・園章作成委員会は、両小学校の関係者と両幼稚園・保育園の関係者で検討をしております。

園服でございますが、共通の園服と通園用の園帽は使用しない考えであります。園内で使用する帽子と午睡用の寝具は区から貸与いたします。共通の園バッグについては、検討中でございます。

(4)として保護者の会は、幼稚園というのはPTAという名前で保護者の会をつくっておりますが、この子ども園では、19年度の入園者が決定した後、保護者の方と協議の上、組織していく考えでございます。区の「幼P連」という幼稚園PTA連合会への加入もできるという予定であります。

それから、つどいのへやや一時保育の説明も書いてありますが、最後に職員について書いてあります。幼稚園教諭と保育士がともに保育と教育を行っていきますが、最近は幼稚園の教諭で採用される方のほとんどが保育士の資格を備えており、保育士で採用される方も、ほとんど幼稚園教諭の免許を取っております。こういう両方の資格を併有している者を、基本的には配置することが望ましいと考えております。

以上、大変雑駁ですが、幼保連携・一元化の進捗状況についての御報告といたします。  
櫻井委員長 中央図書館長、お願いします。

中央図書館長 それでは、報告6について御報告申し上げます。

区立図書館の祝日会館でございます。これにつきましては、17年3月に新宿区立図書館運営協議会、こちらの方から区立図書館サービスの基本的なあり方についてということで、14項目の提言を受けております。この中から、この2番の実施項目でございますが、18年度につきましては、開館日及び開館時間の拡大を行いたいと思っております。

現在、17年度につきましては、17年の5月から地区館の開館時間の拡大、これは火曜日から金曜日の間、今まで午後6時までだったものを午後7時まで、1時間拡大を始めております。これをさらに、18年度からは地域センターに併設の四谷、大久保、角筈3館の毎月第4

日曜日の開館、それと年末年始を除き全祝日の開館、これを実施することで区民サービスの拡大を図っていくものでございます。

ちなみに地域センターにつきましては、現在、毎月第4日曜日が閉館しておりますが、今回、地域センターにつきましても、第4日曜日につきましては、年間12日間のうちの8日間は開館するというところでございますので、それに合わせまして図書館の方も開館するというところでございます。

それから、年末年始を除き全祝日の開館、これにつきましては、現在、23区中19区で実施しているところでございます。それと、新宿の場合には、5月5日の子どもの日、それから11月3日の文化の日、こちらの方を実施しては、これに加え、さらに12日間、開館時間をふやすというものでございます。

それから、実施内容でございますが、祝日開館につきましては、18年4月の祝日から区立図書館全館で午前10時から午後6時まで実施でございます。第4日曜日の開館につきましては、四谷、大久保、角筈3館で4月から実施ということでございます。

なお、実施体制につきましては、増員体制で臨みたいというふうに考えております。

櫻井委員長 ありがとうございます。これで、報告6までの説明が終わりました。

では、まず、報告1について、御質疑のある方、いかがでしょうか。児童・生徒表彰の件です。

よろしいですか。次にまいります。

では、報告2についてはいかがでしょう。情緒・通級指導学級の設置校についてですが。

1つ質問していいですか。どなたに言っているか。木島先生かな、あるいは。「選択性かん黙」というのはどういうことですか。

木島委員 特にこの言葉はわかりませんですね。

櫻井委員長 そうですか。

教育指導課長、お願いします。

教育指導課長 やはり、軽度発達障害の一部になるわけですが、それでも、「かん黙」の「かん」というのは、封筒を貼ったときの「緘印」というのがありますよね、完全の「完」ではなくて、封印するときの「緘」。ですから、全くその場面によると、言葉をしゃべらなくなってしまうと。つまりコミュニケーションが非常にそこでとれなくなる。それはいろいろな理由があって、一概に原因とかというのを特定していくのは難しいわけですが、おうちでは話すけれども学校に来ると全く話さないとか、この相手だと話すけれども別の人だと

話さないとか、そういう形でコミュニケーション能力が、しゃべるといふことができなくなってしまう、そういう状況です。

櫻井委員長 それで「選択性」がつくわけですね。ありがとうございました。

いかがですか。

それと、もう1つ伺っていいですか。先ほど、F L教室を改修してということですが、すごくたくさん部屋をとるわけですね、施設として。そんなに大きなスペースなんですか。

学校運営課長、お願いします。

学校運営課長 こちらには、随分たくさん施設のつくるように書いてございますが、例えば個別学習室というのは非常に狭い。1畳か2畳かというような、かえって、そういう狭い空間に机を置いて正面を壁にして、そこに向かって、で、教師は横から話しかけたり、あるいは離れたり、そういう方が落ち着くということもございまして、個別学習室等は大変小さいものでございます。

櫻井委員長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。

報告3に移ってよろしいでしょうか。学校公開実績報告についてですが。

何かございますか。よろしいでしょうか。

4に移ります。報告4、学校給食調理業務委託の実施校についてですが。

これも特に問題はなさそうですね。

では、報告5に移ります。(仮称)新宿区立四谷子ども園についてですが。

これは、いずれ仮称ではなくて名称を募集したり何かするんでしょうか。

学校運営課長。

学校運営課長 正式名称は、来年度のうちに子ども園の設置条例を議案として議会にもお諮りしますので、そのときに決めますが、一般に公募して決めるものは愛称を公募することが多いので、正式名称については、この仮称がこのままいくかどうかは、はっきりとはわかりませんが、行政の方で決めていく考えであります。

櫻井委員長 再来年、わかりました。

いかがでしょうか。

木島委員。

木島委員 これは適切なのかどうかわからないんですけども、(2)の施設の目的というところの文章で、「新宿区の幼児教育を支援する拠点として家庭の教育力の向上」と、

これだけ長く預かっていたら、家庭の教育力。預かっていると家庭教育力は上がるんですかと言われてしまう文章だろうと思うんですが、いかがですか。

櫻井委員長 学校運営課長。

学校運営課長 ちょうど、この施設の目的の反対側のページの事業と対象の中に、幼児教育支援事業というのを特に書き出しております、つどいのへやを使いまして、さまざまな保護者等に子育て相談や指導、それから最新の子育て情報の提供、そういうことをやっていたり、幼児教育のボランティアの育成もここで考えたりしておりますので、いわゆる保育事業のほかに、もっと積極的な役割を担っていくと、そういう気持ちで書いてございます。

櫻井委員長 いろいろな家庭からの相談にも乗るといような意味ですね。

いかがでしょうか。

ちょっと心配になったんですが、午睡という昼寝は、希望者だけということでしょうか。その場所はどこに。ほかの希望しない子が周りで騒いでいて昼寝になるのかなという感じがするんですが。

学校運営課長。

学校運営課長 保育園でも、午睡は保育室で、今はほとんど一斉にとっております。ただ、5歳児もある時期、ちょうどこの秋ぐらいでしょうか、だんだん昼寝をしなくなるようですね。この四谷子ども園では、3歳までがいわゆる保育園に該当しますので、そこから上がってきた子は、そのまま午睡の習慣がついていると思われれます。ただ、いわゆる幼稚園枠で入るところにつきましては、午睡というのをはっきりプログラムに載せるかどうかは、まだ決めてございませんので、恐らく5歳児クラスになりますと、自然に午睡は少なめになると思うんですが、そのときは保育室を上手に使って活動させようと、そういうふうに検討をしております。

櫻井委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

では、報告6に移ってもよろしゅうございませうか。図書館の祝日開館についてですが、いかがでしょう。

図書館利用者のニーズというか推移というか、多くなっているんでしょうか。

中央図書館長 まず、利用者数ですが、これにつきましては、昨年6月にインターネット予約で各館で希望した本を受け取るというサービスが始まったんですが、それによりましてインターネット予約の件数につきましては、約2.5倍ぐらい件数がふえております。それに伴って予約件数も若干ふえているという状況でございます。それと、あと1時間延長を、今回

5月に行いまして、全体としてはふえる傾向にあります。ただ、これはまだ分析が十分ではないんですが、館によっては若干、その月間の数が減ったところもございますが、全体的にはふえているような状況でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか、ほかに。

熊谷委員、お願いします。

熊谷委員 開館時間とか開館日数をふやすのは大変いいことだと思うんですけども、職員を増員して対応すると言われたような気がするんですけども、一方で、今、行政をスリム化しなければならないときに職員の増員というのは、かなり勇断だと思うんですけども、図書館のこういうサービスを、いわゆる外部委託みたいな形で、指定管理者とまでいなくても、そういう形では考えられないんですかね。何かその辺のことについて、ちょっとお尋ねしたいんですが。

櫻井委員長 中央図書館長。

中央図書館長 現在、23区中16区が何らかの形で委託をしております。それから指定管理者制度につきましても、全国の自治体で見た場合には、もう既に幾つか指定管理者制をとっておりますので、十分私どもも検討していかなければならないと思っております。

ただ、今回、委託にしても、何らかの形で区民の方々に議論をしていただきたいということで、いわゆる事業別行政コストという計算を作成しまして、事業分析、そういったことを皆様方に情報提供して、その中で議論をしていただきたいなと思っております。

その間については、やはり、先ほど申し上げましたように、23区中19区がもう祝日開館をやっておりますので、その間においては暫定的でも増員で対応したいというふうに考えております。

櫻井委員長 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

では、御質問がなければ、本日の日程で報告7、その他となっておりますが、何かございますか。事務局。

教育政策課長 ございません。

櫻井委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

#### 協議1 「教育行政の推進にあたって」について

櫻井委員長 次に協議に入ります。

それでは、協議 1、「教育行政の推進にあたって」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長。

教育政策課長 資料がお手元にあるかと思います。A 4、1枚の「18年度新宿区教育委員会基本方針の改定にあたって」と、17年度に印刷をいたしました「教育行政の推進にあたって」という2点の資料でございます。

まず、A 4判の表1枚の資料です。

「教育行政の推進にあたって」につきましても、教育目標、それから教育委員会の基本方針を中心に掲載しております。毎年度この時期、11月の定例会で基本方針の改定方針の確認をしていただいております。その後、素案の提示、それから原案の審議、議決までについては2月3日ということで、何段階か順序を踏んで議論をしていただきます。きょうは、改正をどういう方向でやっていくか、その方針についてご確認をいただきたいというふうに思っております。

前段の文章でございます。最初の4行については、教育、とりわけ学校教育をめぐる背景、あるいは今日的な課題について記載しております。5行目、中央教育審議会から、以下2つ目の段落につきましては、10月26日に中央教育審議会から答申が出ました。「新しい時代の義務教育を創造する」というふうに表題がつきまして答申が出ております。この答申の中で新しい義務教育の姿として、「学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動など義務教育をめぐる状況は深刻なものがある。公立学校に対する不満も少なくない。(中略)学校の教育力、すなわち「学校力」を強化し、「教師力」を強化し、それを通じて子どもたちの「人間力」を豊かに育てることが改革の目標である。」ということが示されました。今後、この目標に向けて、引き続き教育課程部会では学習指導要領の見直しとか、そのほか義務教育制度の改正などの基盤整備や市区町村、学校の権限と責務を拡大する分権改革が進められようとしております。

こうした中で、新宿区教育委員会は、こうした背景や国の動きを見据えながら、義務教育の質の向上等に向けた具体的かつ総合的な施策を行うとともに、わかりやすい教育行政を展開していきます。ということで、この辺はかなり見直しさせていただいております。特に後段、わかりやすい教育行政というのは、特に教育委員会が来年度何をやっていこうとしているのかがわからないという、議会、あるいは区民の方の御意見を踏まえながら、来年度についてこの時期2月になるわけですが、教育委員会が何を来年度していこうかというところを、

具体的にわかるような形で表現していきたいというふうに思っております。

それを、教育行政の推進に当たっての作成の基本に据えまして、まずは教育目標についてでございますが、14年2月に全面改定をしたところですが、来年度で5年になります。これをいつ見直すかは、ちょっとまだ今のところ決めておりませんが、引き続き、来年度についても目標については堅持をして、その実現に向けてさまざまな施策を展開していくと、アンダーラインの部分で。教育目標については、このまま生かしていきたいというふうに考えております。

それから基本方針。こちらのお手元に「教育行政の推進にあたって」の見開きと最終ページの3ページにわたって5つの基本方針を掲げております。この基本方針の1から5までの表題については、余りこれまではいじっておりませんが、中身については事前修正を相当かけてきております。そういう意味で、基本方針については、教育目標が明確になるように、体系に留意して実効性のある短期的な基本方針となるような、毎年見直しを行ってきたわけですが、来年度の策定に当たりましては、現在、新宿区の第四次実施計画と第二次行財政改革計画が進んでいます。来年度はこの第四次の2年目になりますので、そういった状況を踏まえつつ、それと、今、区民会議等で、まだまだ基本構想の議論までは達しておりませんが、これから18年度に向けて新基本構想・基本計画の策定に向けた議論が始まります。そういった議論との整合性も意識しつつ、以下の2つの観点から、時代にふさわしく、より一層わかりやすい基本方針として、その一部を改正していきたいというふうに考えております。

そのひし形の2つのしるしが、大きな今回の基本方針の策定の課題といたしますか、そういった大きな意識する課題として、2つ設定させていただいております。

現行教育目標の趣旨を基本に「確かな学力の育成」に向けた新たな学校教育施策を盛り込んでいくということで、「確かな学力の育成」ということで、さまざまな人的支援、学校に対する人的支援、あるいは教員の授業力の向上とかそういったものを、教育環境の整備を含めまして、「確かな学力の育成」に向けた学校教育施策。これが1点。それともう1点は、生涯学習の観点から、親の教育力の向上支援や地域の教育力と学校との連携から融合に向けた施策を位置づけると。ちょっとこの辺が、少しあいまいなところがございますが、これにつきましては、例えば総合型文化スポーツクラブ、あるいはスクールコーディネーターといった、地域の教育力の仕組みづくりとか、学校との連携強化を図ってきたわけですが、今後、このような連携から一歩踏み込んで、地域と学校が双方向で支え合っていけるといいますが、そういったことにより、地域全体の教育力全般の向上につなげていくような、そういった施

策を位置づけていきたいということで、これについては、また、御質疑の中で補足してまいりたいと思いますが、大きくこの2点を基本方針の大きな課題というふうに据えまして、改定をしていきたいと思っております。

それからもう1点は、今回、先ほど申し上げましたとおり、わかりやすい教育行政を展開していくということで、来年度の教育委員会が何を目標しているのか、基本方針だけではなかなかわからないという御意見も多々受けております。そういう中で、このほかに、このほかと言いますのは「教育行政の推進にあたって」という、こういう見開きのA4判の4ページのものについては当然つくってまいりますが、それ以外に施策体系、18年度の教育委員会が重点的にやっていく施策体系を明確にお示ししながら、特に何に力を入れてやっていくか、その予算説明といいますが、そういった施策体系にぶら下がりますさまざまな重点事業、新規事業、計画事業についても、予算説明も含めまして、ひとつ説明していくようなものを、新たに追加してまいりたいというふうに考えております。教育目標、基本方針、それからそういった施策体系、3点で、18年度、何を新宿の教育委員会がやっていこうとするのか、そういったものを明確に区民の方に示していくようなものをつくっていききたいというふうに思っております。

策定までの日程ですが、きょう御確認いただいたあと、12月の定例の教育委員会で、この基本方針の一部改正方針に沿って、現行の「教育行政の推進にあたって」の中身、特に基本方針が1から5までございますが、その辺の事前修正とか、こういった基本方針の2つの大きな課題を示しております。それに向けてどういうふうな方針を立てていくのか、この辺も少し見直して、素案を12月2日に御提示していきたいと思っております。そこで御意見をいただきながら、さらに修正をかけつつ、第1回定例会で原案を審議していただきまして、2月3日に議決をしていただくという流れで考えております。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

これに関しまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

木島委員、よろしいですか。

木島委員 いや、別にどうということはないんですけども。

櫻井委員長 はい、何か。

木島委員 こういうことを論議する前に、これは協議会でもいいんですけども、例えば毒物でという16歳の少女の行為とか、そういうことというのは、一応マスコミ関係からは知る

ことができても、例えばあの子の場合だと成績もよろしいということで、で、往々にして成績がいいと学校側はどういう対処をするのだろうかと思うんですよ。それと、家庭でもどうしていたのかなと思うし、そこら辺の話なんかも少しわかると、こういうことというのは話しやすいのではないだろうかという気がしますけれどもね。

何かこう、今言われているように、学力、学力ということになると、ああいう問題が出てくるでしょうし、全く一般的な子だったのがどこからああいう変な考えになっていったのか、そこら辺も考えていくと、本当にこういう義務教育、それに対して教育委員会だとか現場がどういうふうな形を、これから教育に持っていくのかというのは、非常に参考になるんじゃないかなと思いますけれどもね。

櫻井委員長 全部をすくい上げるということは、なかなか難しいのかもわかりませんね。

木島委員 だから、成績ばかりをつけると片方はおかしくなりますよね。で、家庭教育、家庭教育と言っていると、じゃ、学校教育はどうするんだよというような、いろんなことが出てくるでしょうから。こういうような、はっきり言えば、いろいろな方面にいろいろないい言葉を使ってそれでいいのかということもあるでしょうし、僕は、ある意味では偏ったような意見が出てもいいだろうし、それに対してまたいろんな反対の意見も出てもいいと思うから、そういう意味では、そこら辺の話を聞かせてくれると、と思いますかね。

櫻井委員長 こういうものに集約するというのは、なかなか難しいかもわかりませんが、いずれ、次の定例会あるいは2、3回あるわけですから、十分に協議したいと思います。

ほかに御意見は。

熊谷委員 多分、実際にはやられていると思うんですけども、内部評価と言ったらいいんでしょうか。つまりこれだけ17年度にやって、この3つの基本方針に対して、これだけ多くの施策を具体的に展開しているわけですよね。ですからそれが、それぞれのどのくらい、どういう成果を上げているかというのは、ざっと簡単な表を出していただいて、そうすると新宿区としてどこが非常に成功していて、どこがまだ足りないとか、さらに充実すべきかというのがわかるので、そういう何かを1枚つくっていただくと、18年度以降について考えやすいんですけども。ちょっと、私は頭が悪いものですから、これだけだと。

櫻井委員長 言うは易しですけども、大変じゃないですか。

教育政策課長 今の熊谷委員の御意見ですが、教育委員会は17年度当初に、この教育行政推進に当たって、基本方針を踏まえて教育委員会事務局の組織目標をつくっております。その達成状況、半年以上たった達成状況については、今、取りまとめておりますので、ペーパ

ーでまたお知らせいたします。

熊谷委員 前にも一度、見せていただいたことがありますよね。

櫻井委員長 では、次回に譲るということにいたしまして、それでは、協議は以上で終了いたします。

## 閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 4時43分閉会